

平成十六年厚生労働省令第八十七号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令
 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第三項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令を次のように定める。

（立入検査等を行わせる職員の場合）

第一条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項に規定する厚生労働大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、応用化学、生物学、理学若しくは工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、遺伝子組換え生物等の使用等について十分の知識経験を有するもの
- 二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

（報告）

第二条 法第三十二条第四項の規定による厚生労働大臣への報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 法第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 立入検査等を行った年月日
- 三 立入検査等を行った場所
- 四 立入検査等に係る遺伝子組換え生物等の種類の名称
- 五 立入検査等の結果
- 六 その他参考となるべき事項

（身分を示す証明書の様式）

第三条 法第三十二条第一項の規定により立入検査等を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員が携帯する同条第五項において準用する法第三十一条第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年六月八日厚生労働省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別記様式(第3条関係)

表

← 128mm →	
<p>第 号</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項の規定に基づいて立入り、質問、検査又は収去を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員であることの証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器 総合機構理事長 印</p>	<p>写</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p>真</p>
↑ 91 mm ↓	

裏

<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律抜すい</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第31条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。</p> <p>2 当該職員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(センター等による立入検査等)</p> <p>第32条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「センター等</p>	<p>」という。)に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣</p> <p>2 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定によりセンター等に立入検査等を行わせる場合には、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項の規定による立入検査等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第31条第1項又は第32条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---	---